

2003年7月28日

国際経済連携の積極的推進について

～ FTA/EPA の推進による経済活性化～

国際経済連携 WG

主査 安居祥策

経済のグローバル化が急速に進展する中で、世界各国の経済はかつてないほど厳しい国際競争にさらされている。国際競争力強化のため、欧米の企業は積極的に海外に進出し、我が国の企業も、国内外のコスト格差を是正するため、また新たな市場を開拓するため、海外への移転・進出に拍車をかけている。

人や企業が国境を越えて自由に経済活動を行うことは、我が国経済の活性化に繋がるとの意見がある一方、生産・研究開発拠点が海外に移転することにより国内の雇用が喪失され国内産業の空洞化が進み、日本経済発展の原動力が失われていくとの指摘もある。しかしながら、経済のグローバル化は必然的な潮流であり、我が国もその潮流に乗っていくことが避けることのできない道である。

経済のグローバル化を支える貿易自由化交渉は、これまで WTO（世界貿易機構）の下での多角的貿易交渉体制で進められてきた。しかしながら、近年、様々な国内問題を抱えた国が多数参加する場では、各国間の利害調整が複雑化し、新たな課題への対応やルールの策定を迅速に行うことが困難になりつつある。このため、米国や EU は、合意可能な国・地域から交渉を進めていく戦略の下、FTA（自由貿易協定）や EPA（経済連携協定）を締結する動きを活発化させている。FTA/EPA は、「域内貿易が増大し域内経済が活性化する」、「域内での国際的分業体制が確立できる」、「他国と FTA/EPA を締結している相手国の市場で自国企業の被る不利益が解消される」、「構造改革等国内の諸施策の促進・見直しに寄与する」等のメリットが期待できることから、世界各国は更なる協定を締結しようと鋭意準備を進めている。

このような世界的な潮流の中で、我が国の対応は極めて緩慢である。我が国が締結した FTA は未だシンガポール一国に留まっており、その他の国々との交渉も緒についたばかりか、あるいは遅々として進んでいないのが現状である。最近も、米国、EU、中国、韓国などが ASEAN 諸国との経済協定の検討を開始したとの報道がなされたが、こうした動きの中で、我が国としても、ともに経済的成長を遂げてきた東アジア諸国との関係において将来的にどのような役割

を果たしていくべきかという決断を迫られている。FTA/EPA を巡る世界各国の取り組みが急速に進展している中で、我が国のみが今までのようなスピード感で取り組んでいては、世界の潮流から取り残されていくのは必定であり、我が国経済に多大な不利益をもたらすこととなる。将来的に世界の重要な経済的ポジションを占めるであろう東アジア経済圏の創設に向けた一里塚として東アジア諸国との FTA/EPA の締結を積極的かつ早急に推進していくとともに、現在進められている中南米諸国等との FTA/EPA の締結もあわせて進めていくべきである。

FTA/EPA を進める際には、双方の国々がメリットを享受できる「Win - Win」の関係を構築する必要があることから、我が国は、国内の市場開放、制度改革を併行して行わなければならない。その結果、市場から撤退せざるを得ない企業がでてくるという痛みを伴うものとなる一方で、産業構造の高度化をもたらすことが期待される。産業構造の高度化は、我が国の魅力を高め、海外からの投資を呼び込み、結果として我が国経済の国際競争力を強化し、さらには我が国の消費者にメリットをもたらすこととなる。このためには、経済のグローバル化に対応し、「ヒト」「モノ」「カネ（資本）」の自由な移動が可能となるよう、また我が国で普遍的な「サービス」が享受できるよう、国内の改革を推進していく必要がある。さらに、世界の経済社会の変化に対応し、世界に通用する制度を構築していく必要がある。

我が国は、欧米諸国と異なり、「ヒト」の受入れには長年にわたり独自の対応をとってきた。しかしながら、経済がグローバル化する中、世界は人材獲得競争という新たな時代を迎えている。我が国経済が世界経済の中で現在の地位を維持していくためには、高度な人材、求められる人材に対し国境を越えて幅広く門戸を開放し、必要とする人材を確保していかなければならない。

さらに、我が国社会が少子高齢化していく中、外国人労働者の受入れは避けることのできない大きな課題である。グローバル化に伴い国際的な分業体制が確立していく中で、我が国の企業、さらには我が国の経済社会が、外国人労働者をどのように受け入れ、彼らと共生していくか、そのため入国管理制度など社会システムをどのように変革していくのか、これらの問題に対する答えを出す時期が迫っている。官民を挙げて国民的な議論を行い、速やかに国としての目指すべき方向性を明らかにしていくべきである。

「モノ」の円滑な移動のための条件整備も大切である。「モノ」の円滑な移動を妨げている障壁は関税であり、特に我が国が FTA/EPA を推進する際の最大の

課題は農水産品にかかる関税である。昨年締結された我が国とシンガポールの FTA では、シンガポールからの輸入全体に占める農水産品、食料品輸入は限定的であったため、農水産部門における新たな関税撤廃を行う必要がなかったが、今後、我が国が各国と協定を締結していくためには、農水産品についても、これを「聖域」とせず、一定以上の関税撤廃が不可欠となってくる。FTA/EPA は双方の合意に基づいて締結されるものであるから、相手国ごとに自由化の要求品目は異なり、米など一定の品目は対象外とすることにより FTA への道を開いていくことも十分に可能である。双方が相手国の立場に立ち、保護すべきものを保護しても、FTA で求められる一定の基準は十分にクリアできる。特定の政策によって我が国の取るべき選択肢が大幅に狭められ、世界経済の潮流から取り残されることは到底看過し得ない。FTA/EPA は、我が国の国民全体の利益のために推進すべきであり、「真の国益は何か」という観点に立った取組みが求められる。

また、FTA/EPA は、各省がそれぞれの立場から検討を進めるのではなく、政府が一体となって強力に推進すべきである。そのため、FTA に関する権限を集中させた政府機関の創設も検討に値する。これまでの我が国の取組みは農業問題等センシティブな分野については十分な対応がとられることがなく、全体として見ると FTA/EPA の締結には消極的であり、対応が後手にまわっていたと言わざるを得ない。各国との間で経済的メリットを享受する関係を構築するには、センシティブな分野についても強力的な政治的リーダーシップの下に果敢に取り組み、積極的に市場開放を行っていくべきである。

今般、当 WG においては、「国境を越えたヒトの移動、挑戦が可能な社会」、「モノの移動がスムーズに行われる環境整備」、「透明で安心な投資・資本市場の整備」、「内外格差のないサービスの享受」、「公平で安全確実な情報の取得が可能なシステム」の 5 つの観点から、我が国が FTA/EPA を進めるに当たり、率先して取り組むべき課題を別紙のとおり整理した。今後、当 WG においては年末に向けてこれらの課題をさらに具体的に掘り下げていく。「真の国益」追求の観点に立ち、迅速な取組みが期待される場所である。

検討課題

・国境を越えた「ヒト」の移動、挑戦が可能な社会

- 1 観光、短期ビジネスにおける円滑な人の移動
 - (1) ノービザ（査証免除）の対象国・範囲の段階的拡大
 - ・ FTA 交渉国等をはじめとして、団体観光、一般観光、数次査証対象ビジネスと段階的に拡大
 - ・ アジアの国と地域については相互主義を前提に拡大
 - (2) 査証手続の総点検・システム化
 - 申請・発給手続の総点検
 - ・ サービスの受け手のニーズの把握、申請書類の簡素化・入国審査との重複の削減、申請受付時間の延長、発給日数の短縮化、使用言語の追加 等
 - 申請・発給手続・審査について透明性の高いシステムの構築
 - ・ マニュアルの作成
 - ・ 申請者の属性の応じた審査の導入
 - (3) ABTC の発行数の増大に向けた取組み
 - ・ 申請・発行状況を踏まえ、発行数の大幅増大、申請手続きの簡素化、発行手続きにかかる時間の迅速化に向けて各国への働きかけ、申請期間の延長、窓口の多様化等を措置
- 2 外国人労働者の円滑な受け入れの実現
 - (1) 出入国管理施策のあり方の見直し
 - 第3次出入国管理基本計画策定への始動
 - (2) 就労が認められる在留資格要件の見直し
 - 「研修・技能実習制度」の一層の充実
 - ・ 研修・技能実習期間の伸長
 - ・ 技能実習移行対象職種の迅速な拡大
 - ・ 研修受け入れ人数枠の拡大
 - ・ 「非実務研修（いわゆる「座学」）」期間の短縮
 - 医療分野などの日本国内資格取得者の就労機会の拡大（医師、看護師、マッサージ師、介護福祉士等）
 - 「企業内転勤」にかかる基準の見直し
 - ・ 年数要件の緩和
 - (3) 高度人材の確保
 - ・ 外国人 IT 技術資格者等、専門的・技術的分野の外国人の積極的な受け入れの実現

- ・医療における臨床修練制度の充実
- (4) 永住許可にかかるルールの明確化（日本版グリーンカードの創設）
 - ・永住許可付与要件の明確化
 - ・「永住者」の再入国許可要件の見直し
- (5) 公的年金の相互協定の対象国の拡大

3 教育における国際交流の推進

A. 外国人留学生の受入れ

- (1) 既存制度の再構築及び「留学生大綱」の策定
 - ・政府による外国人留学生支援制度間、及び私費留学生制度との役割分担の明確化
 - ・特定国への偏りの是正、世界各国からの多様性の確保（国別受入数の見直し、対象国の選定・対象国間の費用配分の柔軟化）
 - ・国費外国人留学生制度の選考枠の見直し
 - ・質の高い学生の確保のためのインセンティブの付与
- (2) 現地対応の充実
 - ・国費外国人留学生制度に係る手続の改善
 - ・在外公館を中心とした十分な現地体制の構築
 - ・渡日前入学許可の推進（日本留学試験の活用）
- (3) 親日派人材の育成
 - 留学後のアフターケアの充実
 - 卒業後の就労機会の確保
 - ・「まちのひよこ大使」構想（地方公共団体等が卒業した留学生を1年程度臨時に雇用することにより我が国での就労の機会を確保）

B. 外国大学日本校

- (1) 外国大学日本校の位置付け見直し

・「モノ」の移動がスムーズに行われる環境

- 4 規格・検査・基準の相互認証
 - ・規格・基準の相互認証、検査・検定データの相互活用を推進する。（化粧品、建築資材、医薬品、医療材料、農産物、工業製品 etc）
- 5 港湾・空港の国際競争力の強化
- A 港湾
 - (1) 輸出入港湾手続の改革

- ・ 輸出入港湾手続の簡素合理化
- ・ 真のシングルウィンドウ化の実現
- ・ 国際標準への対応（FAL 条約の早期批准と基準への合致）
- (2) フルオープン化の推進
 - ・ CIQ 等官署のフルオープン化の徹底
 - ・ フルオープン化への対応のための民間委託の推進
- (3) 港湾業務の自由化の推進
 - ・ 港湾運送事業規制の緩和
 - ・ 外国籍船などへの航海実歴による強制水先の免除
- (4) 特定の外貿コンテナターミナルにおける民間事業者の活用等
 - ・ 特定港湾における、民間事業者による港湾管理及び輸出入港湾手続等実施に当たっての民間事業者の更なる活用
 - ・ 特定港湾区域における、港湾運送事業法をはじめとする輸出入港湾関連法令の適用除外

B 空港

・ 透明で安心な投資・資本市場の整備

6 外国人の起業の円滑化

- (1) 最低資本金規制の見直し
 - ・ 最低資本金規制の見直し（一般法化、特例法の要件見直し）
- (2) 会社設立手続の簡素化
 - ・ 資本金の払込証明制度の見直し
 - ・ 定款の目的の記載内容の柔軟化
 - ・ 外国人のサイン証明に関する解釈の明確化（6/30 済）

7 対日投資促進

- (1) 合併等対価の柔軟化
 - ・ 親会社株式や現金を対価とする合併制度の一般化
- (2) 税解釈の明確化
 - ・ 個別事項、仮定事例の受入とその場合の非公表制度の創設
 - ・ 質疑応答事例集等のホームページ掲載など、納税者の利便性の向上
- (3) 事業形態の柔軟化
 - ・ 中小企業等投資事業有限組合制度の拡充（日本版 L P S、L L C 制度の創設）

・内外格差のない「サービス」の享受

8 在留外国人に対する生活環境の充実

(1) 在留外国人に対する居住の確保

入居・居住をめぐる課題・トラブルへの対応

- ・ 入居ガイドラインの作成、外国語標準契約約款、紛争処理対応、ワンストップ相談窓口の設置等

留学生等に対する支援策の充実

- ・ 「留学生住宅総合補償」等の施策の充実

公的賃貸住宅の活用

- ・ 特区制度の全国展開等

(2) 在留外国人に対する医療環境の充実

- ・ 外国人医師の導入推進、保険医の認定（対日投資会議決定を含む）
- ・ 医師以外の医療従事者（看護師）の相互協定による受け入れの容認。

(3) 在留外国人子女の教育環境

外国人子女に対応した教育体制の充実

インターナショナル・スクール設置基準（各種学校規程等）の見直し

- ・ 校地、校舎の一部賃借可能から全部賃借を可能へ。

・公平で安全確実な「情報」の取得が可能なシステム

9 知的財産の保護

(1) 知的財産侵害行為などの国内取締り強化策の充実

- ・ 個人による偽ブランド品などの知的財産侵害品の輸入を抑止
- ・ 税関が模倣品・海賊版の輸入者・輸出者の氏名等の情報を権利者に開示
- ・ 米国ITC（国際貿易委員会）と同様に、水際で迅速な侵害判断のできる専門的知見を有する新たな行政審判機関の整備

(2) 特許審査の迅速化

- ・ 特許審査事務の民間委託による権利付与の迅速化

(3) 権利侵害発生国への対応

- ・ 自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）などに模倣品・海賊版対策に関する規定を盛り込む。

・その他

10 FTA、EPA推進のあり方

WG開催状況

- 第1回 4月 8日(火)
 - ・今後の進め方(WG内で審議)
 - ・政府機関、関係団体ヒアリング(対内投資について)
- 第2回 5月19日(月)
 - ・検討項目について(WG内での審議)
- 第3回 5月28日(水)
 - ・「ヒト」の移動に関する関係省庁ヒアリング(外務省、厚生労働省)
- 第4回 5月30日(金)
 - ・「ヒト」の移動に関する関係省庁ヒアリング(文部科学省、法務省)
- 第5回 6月 4日(水)
 - ・「ヒト」の移動に関する関係省庁ヒアリング(国土交通省、厚生労働省)
- 第6回 6月19日(木)
 - ・投資、資本に関する関係省庁ヒアリング(法務省、国税庁)
- 第7回 6月24日(火)
 - ・知的財産に関して、政府機関よりヒアリング
 - ・規制改革要望団体より港湾に関するヒアリング
- 第8回 7月 4日(金)
 - ・輸出入港湾に関する関係省庁ヒアリング(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、外務省)
- 第9回 7月17日(木)
 - ・教育関係の規制改革要望者よりヒアリング
 - ・検討課題について(WG内での審議)